

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

平成19年2月9日

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所長 中村 文彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、豊岡河川国道事務所が行う技術管理等業務である工事・業務の検査に関する業務、公表前も含めた成績評定及び調査データのとりまとめを行うものであり、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、事故調査委員会に関する事故報告資料とりまとめや資料整理における総合的な視点に立った事故分析、事故防止改善策の確認を適正に実施する必要があることから、設計基準、施工方法等、工事に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、総合的な視点に立った工事安全管理等の実績と遂行能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という。)を契約の相手方として契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度豊岡河川国道事務所技術管理等補助業務

(2) 業務内容 豊岡河川国道事務所が行う下記の技術管理等業務の補助業務

工事・業務の検査に関する補助業務

工事・業務の成績評定に関する補助業務

事故調査委員会に関する事故報告資料とりまとめ及び資料整理に関する補助業務

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、豊岡河川国道事務所の技術管理等を適正に実施するために、工事・業務の検査に関する業務、成績評定及び調査データのとりまとめ、事故調査委員会に関する事故報告資料とりまとめや資料整理に関する各業務補助を行うことを目的としている。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

工事・業務の検査に関する業務、成績評定など調査データとりまとめには、工事の

施工方法や施工計画、業務の設計や解析などに対する専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準を熟知していること。

また、工事・業務等に関する技術基準や検査基準などのとりまとめを行う技術力を有し、とりまとめの実績を有していること。

事故調査委員会に関する事故報告資料とりまとめや資料整理について、総合的な視点に立った事故分析や事故防止改善策の確認を行うことから、工事に関する知識、各種技術基準や安全基準、施工方法についての専門的で幅広い知識を有していること。

また、近畿地方整備局の安全管理に関する基準等のとりまとめを行うことのできる技術力を有し、とりまとめの実績があること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事等の受注実績、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

兵庫県内に本・支社(店)または営業所があること。

工事・業務の検査に関する業務、成績評定など調査データとりまとめ及び事故調査委員会に関する事故報告資料とりまとめや資料整理における事故分析や事故防止改善策を確認できる担当技術者と体制を常時確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局(但し、港湾空港部を除く)が発注した技術管理資料作成業務

・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術管理資料作成業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めたと要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は、以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) R C C Mの資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

オ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事の設計・監督・検査の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

カ) 国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・同種類業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局(但し、港湾空港部を除く)が発注した技術管理資料作成業務
- ・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術管理資料作成業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒668-0025兵庫県豊岡市幸町10番3号

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所経理課契約係

電話：0796-22-3126(代)(内線224) FAX：0796-22-7756

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月9日(金)から平成19年3月1日(木)まで

(土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月2日(金)16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月19日(月)16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

(5) 詳細は説明書による。

以上